

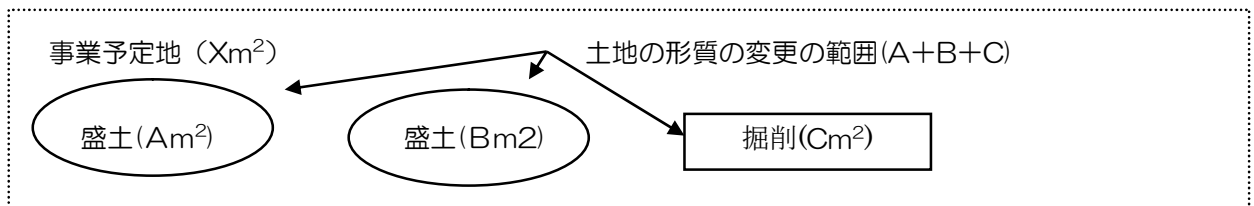
# 一定規模以上の土地の形質の変更の届出について (土壌汚染対策法第4条第1項)

土壌汚染対策法（以下、法という。）第4条第1項の規定により、一定の規模（3,000 m<sup>2</sup>（水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場の土地の場合、900 m<sup>2</sup>））以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、その着手の30日前までに県（甲府市内にあっては甲府市）への届出が必要です。

知事は、届出された土地について、土壌汚染のおそれがあると認めた場合、調査命令を发出することができます。その場合、土地所有者等（土地所有者、管理者及び占有者）は、土壌汚染状況調査を実施しなければなりません。

## (1) 届出義務の対象となる土地の形質の変更

- 土地の形質の変更の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上（有害物質使用特定事業場の敷地の場合、900 m<sup>2</sup>以上）のもの



- 掘削と盛土がある場合、合計面積（A+B+C）で該非を判断する。
- 法面の工事においては、水平投影面積で判断する。
- 一時的な仮置き盛土についても面積要件に含める。
- 複数年度にわたる工事については、事業計画全体面積で届出の該非を判断する。
- 一連の工事で行われる形質変更であれば、同一敷地内でなくとも合算する。

## (2) 届出対象外の行為

- 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 次に掲げる軽微な行為等
  - ① 土壌の区域外への搬出がなく、かつ、土壌の飛散・流出を伴わない、かつ、最深部が50 cmに至らない軽易な行為
  - ② 営農行為で土砂を搬出しない場合（土地改良事業は届出の対象）
  - ③ 林業の作業網の整備で、土砂を搬出しない場合（林道工事は届出の対象）
  - ④ 鉱山関係の土地で行われる形質変更
  - ⑤ 汚染土壌状況調査の結果、土壌汚染のおそれがない等の知事が指定した土地での形質変更
- 非常災害のための応急措置として実施される行為
- 盛土のみの行為で、掘削を伴わないもの
- 水底で土砂を掘削する行為
- 開口部を除くトンネル工事部分

## (3) 届出者

土地の形質の変更を行おうとする者（施行計画の内容を決定する者）

- ※ 土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者の関係では開発業者工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者

#### (4) 届出書類

##### ◎様式

- ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法施行規則様式第六号）

##### ◎添付書類

###### ○法施行規則において添付書類として規定されている書面

- ・土地の形質を変更しようとする場所や範囲がわかる平面図、立面図、断面図  
※掘削部分と盛土部分を区別して表示すること

- ・登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（土地の売買契約書、土地の形質変更の工事における請負契約書等）

※土地の形質を変更する者が、土地所有者でない場合

###### ○審査等を進める上で必要な書面

- ・案内図面（1/1500～1/3000 程度の縮尺）
- ・土地の形質を変更しようとする場所の公図の写し
- ・土地の形質を変更しようとする場所の平面図と公図の重ね合わせ図
- ・土地の形質を変更しようとする場所の地番一覧表

##### ◎任意添付書類

- ・法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告書

※ 法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告書を添付する場合であって、土地の形質を変更する者と土地所有者等が異なる場合には、土地所有者等の同意書（指定調査機関に調査をさせること及び調査結果を知事に提出することの同意）を添付してください。

※ 法第4条第2項に基づかない形質変更に係る土地の地歴調査や、土壤汚染状況調査を実施している場合は、その結果も添付してください（任意）。

#### (5) 調査命令

◎知事は、形質変更を行う土地に土壤汚染のおそれがあると認める場合、調査命令を发出することができる。土壤汚染のおそれがある土地は以下のとおり。

- ・特定有害物質が浸透、又は特定有害物質を使用、保管等した土地 等

※ 人為的原因だけでなく、自然的原因による土壤汚染も対象

##### ◎調査により土壤汚染が確認された場合

- ・知事は要措置区域等として指定
- ・人の健康の保護の観点から、土地の形質変更を制限

※ 調査を行わず要措置区域等の指定を受けることも可能

#### (6) 届出書の提出先

名称・住所・連絡先	管轄する区域
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 TEL：0551-23-3090	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 TEL：0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 TEL：055-240-4141	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒402-0054 都留市田原二丁目13-43 TEL：0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村